

■ N P O 法人が運行主体となっている事例

四日市市(三重県)

【背景・経緯】

昭和20年代から続いた三重交通垂坂路線(近鉄四日市～垂坂)が、マイカーの普及等による利用者減から赤字路線となり、平成14年5月に廃止となった。これによって、羽津いかるが地区(世帯数約540戸、人口約1,700人)は最寄りの鉄道駅やバスの路線より約2～3km離れることとなり、公共交通の空白地域となった。

四日市市は他にも市の自主運行バス路線を持っているが、採算的に厳しく、これ以上自主運行バス路線を拡大することが難しい状況にあった。そこで、地域住民の手によるバス運行を支援する制度として、「四日市市市民自主運行バス事業補助金」制度が確立された。この制度は四日市市が独自に制定したものであり、市民が主体となって運行するバス事業に対して、最高で月額30万円を交付し支援するものである。

【運行方式】

定時定路線運行

【サービス内容】

運行日：平日(土・日は運休)

時間帯：午前8時～午後6時台

運行回数：1日5.5往復・2時間間隔

利用料金：100円

【事業収支等】

運営に必要な支出は月額約90万円であり、運行経費が80万円、人件費・事務費が10万円となっている。収入は、運賃収入10万円、市の補助金30万円、沿線企業(スーパー、病院など8団体)の協賛金50万円という内訳である。人件費、事務費などが少ないのは、NPOメンバーがボランティア精神で活動しているためである。

NPO法人等による運行を想定する場合…

⇒ NPO法人等が自主運行バスを運行する場合は、地域公共交通に関する法定の協議会での協議が調っていることが必要となることがある。

自主運行バスの導入にあたっては、「直営方式」「委託方式」があり、地域の実情に合わせ適切な方式を選択する必要がある。

…などに留意する必要がある。